

放課後児童健全育成事業（学童保育）の入所基準の変更について

1. 現在の状況

【現行】入所基準（家庭外労働）

【基本要件】 4週間平均16日以上かつ1日4時間以上の就労

（通年利用）午後3時以降まで就労

（長期学校休業日のみ利用）午後1時以降まで就労

（参考）8月末時点の登録児童数

・平成30年度

通年利用 849人

長期学校休業日のみ利用 346人 合計 1195人

・令和元年度

通年利用 873人

長期学校休業日のみ利用 383人 合計 1256人

2. 市内各小学校の4年生の下校時刻

小学校	月	火	水	木	金
布袋小学校	4:05	3:50	3:50		3:50
古知野東小学校	3:25	3:50	3:50		3:50
藤里小学校	3:50	3:50	3:50		3:50
宮田小学校	3:40	3:40	3:40		3:40
草井小学校	3:45	3:45	3:45		3:45
古知野北小学校		3:50	3:45	3:45	3:45
古知野西小学校	3:45	3:45	3:45		3:45
古知野南小学校	3:25	4:00	3:55		3:55
門弟山小学校	3:35	3:35	3:35	3:35	3:35
布袋北小学校	3:50	3:50	3:50		3:50

※空欄は3時以前に下校。

3. 近隣市町の状況（入所基準）

	学年	就労時間	就労日数
一宮市	3年生以下	3時以降	月12日以上
	4年生以上	5時以降	月20日以上
春日井市	1年生	2時以降	週4日以上
	2年生、3年生	3時以降	
	4年生以上	4時30分以降	

※他の市町（犬山市・小牧市・岩倉市・扶桑町・大口町では、学年による入所基準の就労時間の変更は行っていない。）